

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

平成14年度東京都一般会計

平成14年度東京都特別会計

特別区財政調整会計

地方消費税清算会計

小笠原諸島生活再建資金会計

母子福祉貸付資金会計

心身障害者扶養年金会計

中小企業設備導入等資金会計

農業改良資金助成会計

林業改善資金助成会計

沿岸漁業改善資金助成会計

と場会計

都営住宅等事業会計

都営住宅等保証金会計

都市開発資金会計

用地会計

公債費会計

新住宅市街地開発事業会計

多摩ニュータウン事業会計

市街地再開発事業会計

臨海都市基盤整備事業会計

### 2 審査の手続

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された平成14年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した。

審査に当たっては、

(1) 決算計数は、正確であるか

(2) 予算の執行は、予算議決の目的に従い、適正かつ効率的になされているか

(3) 事業の執行は、地方自治法第2条第14項(住民の福祉と最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の趣旨に則ったものとなっているか

(4) 財産の取得、管理処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書及び証拠書類を照合するとともに、関係部局から決算内容についての聴取その他必要と認める審査手続を実施した。

### 3 審査の期間

平成15年7月25日から同年9月9日まで

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、計数の一部に誤りが認められた（詳細は〔第4 局別事項〕に記載）。

### 1 公有財産

#### ア 土地

過大に登載されているもの	3件	7,108.13 m <sup>2</sup>
登載漏れとなっているもの	2件	3,810.39 m <sup>2</sup>

#### イ 建物

過大に登載されているもの	1件	176,933.61 m <sup>2</sup>
登載漏れとなっているもの	1件	1,234.32 m <sup>2</sup>

### 2 物品

過大に登載されているもの	1件	9点
登載漏れとなっているもの	1件	14点